

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	在日米軍駐留経費の現状（資料）
他言語論題 Title in other language	Current Situation of the Costs of Stationing the U.S. Forces in Japan
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (Matsuyama, Kenji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課長 浅井 一男 (Asai, Kazuo) / 国立国会図書館 前 調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	804
刊行日 Issue Date	2018-01-20
ページ Pages	121-133
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	本稿では、日本が負担する在日米軍に関する経費について、日米地位協定と在日米軍駐留経費負担特別協定に基づく負担分を中心に概観する。また、米国の負担についても併せて紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

在日米軍駐留経費の現状

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課長 松山 健二
国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
外交防衛課 浅井 一男

目 次

はじめに

- I 在日米軍の駐留に関する経費負担の取決めと在日米軍の駐留の概況
 - 1 日米地位協定と在日米軍駐留経費負担特別協定
 - 2 在日米軍の施設・区域、米軍要員及び駐留軍等労働者
 - II 日本が負担する在日米軍関係経費
 - 1 在日米軍駐留経費負担以外の在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算）
 - 2 在日米軍駐留経費負担
 - 3 在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算以外）
 - 4 SACO 関係経費
 - 5 米軍再編関係経費
 - III 米国が負担する在日米軍の駐留に関する経費
- おわりに

要 旨

日本が負担する在日米軍に係る経費は広範にわたり、防衛白書においては全体を「在日米軍関係経費」(A)と称し、当該経費は、「在日米軍の駐留に関連する経費」(B・C)、「SACO 関係経費」(D) 及び「米軍再編関係経費」(E) によって構成されるとする。「在日米軍の駐留に関連する経費」(B・C) には、「在日米軍駐留経費負担」(b) が含まれる。

報道等において在日米軍駐留経費というときは、「在日米軍駐留経費負担」(b)、「在日米軍の駐留に関連する経費」(B・C) 又は「在日米軍関係経費」(A) を指す場合がある。報道等でいう「思いやり予算」に該当するのは「在日米軍駐留経費負担」(b) である。

米国は、国防省予算額における国外の部隊の要員、作戦等に係る「海外経費」を公表しており、自国が負担する在日米軍の駐留に関する経費について用途別内訳と併せて示している。

はじめに

日本に駐留する米国の軍隊（以下「在日米軍」という。）に係る経費のうち日本が負担する経費は広範にあり、防衛白書においては全体を在日米軍関係経費 (A) (便宜的にA等の符号・番号を付与した。以下同じ。) と称し、在日米軍関係経費 (A) は、在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B)、在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算以外) (C)、SACO 関係経費 (D) 及び米軍再編関係経費 (E) によって構成されるとする⁽¹⁾ (図参照。平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度までの推移については、表 1 参照)。

在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B) には、在日米軍駐留経費負担⁽²⁾ (b) が含まれる。報道等において、在日米軍駐留経費というときは、在日米軍駐留経費負担 (b)、在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B) と在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算以外) (C) を合わせた経費又は、在日米軍関係経費 (A) を指す場合がある⁽³⁾。

また、在日米軍駐留経費負担 (b) について、報道等においては「思いやり予算」という用語を当てることがある⁽⁴⁾。なお、在日米軍駐留経費負担 (b) のうち、日米地位協定 (後述) 第 24 条第 2 項に基づき日本が負担する経費の「範囲内」とされる提供施設整備 (5) (後述) 及び労務

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 29 (2017) 年 11 月 7 日である。

(1) 防衛省編『日本の防衛—防衛白書— 平成 29 年版』日経印刷, 2017, pp.305-307.

(2) 在日米軍駐留経費負担はホスト・ネーション・サポート (Host Nation Support) とも呼ばれる (若宮健嗣防衛副大臣 (当時) 答弁 (第 192 回国会衆議院決算行政監視委員会議録第 2 号 平成 28 年 11 月 25 日 p.30.); 『Defense of Japan 2016』(2016 年版防衛白書英語版) アーバン・コネクションズ, 2016, pp.254-256.)。他方、米国防省はホスト・ネーション・サポート (host-nation support) という用語を、軍隊の派遣国に提供される接受国 (ホスト・ネーション。host-nation) の民用・軍事援助という意味で用いる (*DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, As of August 2017, p.105. <http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/dictionary.pdf>)。在日米軍駐留経費負担であるホスト・ネーション・サポートは、米国防省がいうホスト・ネーション・サポートの一部として整理されると考えられる。

(3) 在日米軍駐留経費というとき、在日米軍駐留経費負担 (b) を指す場合 (「思いやり予算増額 合意」『朝日新聞』2015.12.17.)、在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B) と在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算以外) (C) を合わせた経費を指す場合 (「基礎からわかる駐留米軍」『読売新聞』2016.12.7.) や在日米軍関係経費 (A) を指す場合 (「「思いやり予算」増なぜ?」『毎日新聞』2016.1.15, 夕刊。)がある。

図 在日米軍関係経費（平成 28 年度）

在日米軍関係経費 (A) (平成 28 年度)			
<p>在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B) 3772億円</p> <p>①+②+③+④= 1852億円</p> <p>周辺対策 (①) 570億円</p> <p>施設の借料 (②) 988億円</p> <p>リロケーション (③) 38億円</p> <p>その他 (漁業補償等) (④) 256億円</p>	<p>在日米軍駐留経費負担 (B)</p> <p>⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=1920億円</p> <p>提供施設整備 (⑤) 206億円</p> <p>労務費 (福利費等) (⑥) 264億円</p>	<p>SACO関係経費 (D) 28億円</p> <p>土地返還のための事業 (⑫) 7億円</p> <p>訓練改善のための事業 (⑬) 1億円</p> <p>騒音軽減のための事業 (⑭) 8億円</p>	
<p>在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算以外) (C)</p> <p>他省庁分 (基地交付金等) (⑩) 384億円</p> <p>提供普通財産借上試算 (⑪) 1657億円</p>	<p>在日米軍駐留経費負担特別協定による負担 (1521億円)</p>		
	<p>労務費 (基本給等) (⑦) 1194億円</p> <p>光熱水料等 (⑧) 249億円</p> <p>訓練移転費 (⑨) 7億円</p>	<p>訓練移転費 (SACO関係経費分) (⑮) 12億円</p>	<p>米軍再編関係経費 (E) 1766億円</p> <p>在沖米海兵隊のグアムへの移転 (⑯) 140億円</p> <p>沖縄における再編のための事業 (⑰) 690億円</p> <p>米陸軍司令部の改編に関連した事業 (⑱) 0.1億円</p> <p>空母艦載機の移駐等のための事業 (⑲) 724億円</p> <p>訓練移転のための事業 (現地対策本部経費) (⑳) 0.2億円</p> <p>再編関連措置の円滑化を図るための事業 (㉑) 152億円</p> <p>訓練移転のための事業 (米軍再編関係経費分) (㉒) 59億円</p>

(注 1) 各項目の数値とその内訳の計が合致しないことがあるが、出典資料の表記のまま記載した。
 (注 2) 提供普通財産借上試算 (⑪) 以外は、平成 28 年度の当初予算額である。他省庁分 (基地交付金等) (⑩) は総務省関係予算及び厚生労働省関係予算によって構成される。総務省関係予算には、総務省が推計した額が含まれる。
 (出典) 防衛省編『日本の防衛—防衛白書—平成 28 年版』日経印刷, 2016, pp.253-256; 「在日米軍駐留経費」外務省『衆議院予算委員会要求資料 (日本共産党—第 2 回提出分)』2017.2, pp.75-76 を基に筆者作成。

費 (福利費等) (⑥) (後述) が「思いやり予算」として整理されていたこともあった⁽⁵⁾。

本稿においては、最初に在日米軍の駐留に関する経費負担の取決めと在日米軍の駐留の概況を紹介し、次に在日米軍関係経費 (A) について在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算) (B) 及び在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算以外) (C) を中心に概観する。あわせて、米国が負担する在日米軍の駐留に関する経費についても紹介する。

I 在日米軍の駐留に関する経費負担の取決めと在日米軍の駐留の概況

1 日米地位協定と在日米軍駐留経費負担特別協定

日本と米国は、日米安保条約⁽⁶⁾第 6 条⁽⁷⁾の規定を受けて在日米軍の法的地位を定めた日米地

(4) 『朝日新聞』同上; 第 169 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 平成 20 年 4 月 2 日 p.8. 「日米関係が不可欠である以上、円高ドル安というこの状況の中で、アメリカから要求されるのではなくて、信頼性を高めるといふことであれば、思いやりというものがあってもいいじゃないか」(昭和 53 (1978) 年 6 月 6 日の衆議院内閣委員会) 等の金丸信防衛庁長官 (当時) の在日米軍駐留経費負担についての答弁があったことから、当該経費負担について「思いやり予算」という用語が用いられるようになったとされる (第 84 回国会衆議院内閣委員会議録第 22 号 昭和 53 年 6 月 6 日 p.11; 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史—基地問題とともに歩んだ 45 年の軌跡—』防衛施設庁, 2007, pp.160-162.)。

(5) 藤井宏昭外務省北米局長 (当時) 答弁 (第 108 回国会衆議院外務委員会議録第 2 号 昭和 62 年 5 月 18 日 p.37.)

(6) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(昭和 35 年条約第 6 号)

(7) 日米安保条約第 6 条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定 (改正を含む。) に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」

表1 在日米軍関係経費の推移（平成25～29年度）

（単位：億円）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2015)	H29 (2017)
在日米軍の駐留に関連する経費	5,673	5,710	5,771	5,813	-
在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算）(B)	3,628	3,657	3,725	3,772	3,836
①+②+③+④	1,769	1,808	1,826	1,852	1,890
周辺対策 (①)	569	584	590	570	639
施設の借料 (②)	958	970	971	988	988
リロケーション (③)	7	11	7	38	4
その他（漁業補償等）(④)	234	244	258	256	259
在日米軍駐留経費負担 (b) (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	1,860	1,848	1,899	1,920	1,946
提供施設整備 (⑤)	209	213	221	206	206
労務費（福利費等）(⑥)	253	262	262	264	267
労務費（基本給等）(⑦)	1,144	1,119	1,164	1,194	1,219
光熱水料等 (⑧)	249	249	249	249	247
訓練移転費 (⑨)	4	5	3	7	8
在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算以外）(C)	2,044	2,053	2,046	2,041	-
他省庁分（基地交付金等）(⑩)	384	388	388	384	(注3)
提供普通財産借上試算 (⑪)	1,660	1,665	1,658	1,657	(注3)
SACO 関係経費 (D)	88	120	46	28	28
土地返還のための事業 (⑫)	30	24	5	7	7
訓練改善のための事業 (⑬)	2	2	2	1	2
騒音軽減のための事業 (⑭)	19	60	3	8	5
訓練移転費（SACO 関係経費分）(⑮)	11	12	12	12	13
その他 (注4)	27	23	25	-	-
米軍再編関係経費 (E)	656	890	1,426	1,766	2,011
在沖米海兵隊のグアムへの移転 (⑯)	7	14	17	140	265
沖縄における再編のための事業 (⑰)	60	57	271	690	636
米陸軍司令部の改編に関連した事業 (⑱)	84	75	1	0.1	-
空母艦載機の移駐等のための事業 (⑲)	369	589	926	724	913
訓練移転のための事業（現地対策本部経費）(⑳) (注5)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.8
再編関連措置の円滑化を図るための事業 (㉑)	94	105	158	152	121
訓練移転のための事業（米軍再編関係経費分）(㉒)	42	49	52	59	71
その他 (注4)	-	-	-	-	6
合計（在日米軍関係経費 (A)）	6,417	6,720	7,243	7,607	-

(注1) 各々の数値の計と計の欄にある数値が合致しないことがあるが、出典資料の表記のまま記載した。
 (注2) 提供普通財産借上試算(⑪)以外は、当初予算額である。他省庁分(基地交付金等)(⑩)は総務省関係予算及び厚生労働省関係予算によって構成される。総務省関係予算には、総務省が推計した額が含まれる。
 (注3) 他省庁分(基地交付金等)(⑩)及び提供普通財産借上試算(⑪)の当該年度の額は、通例では翌年度に刊行される防衛白書によって公表される。
 (注4) 平成25年度から平成27年度及び平成29年度のSACO関係経費(D)及び米軍再編関係経費(E)のうち、平成28年度予算において計上されていない経費は「その他」として整理した。
 (注5) 訓練移転のための事業(現地対策本部経費)(⑳)は、『日本の防衛—防衛白書—』における項目の名称の記述が年によって異なる。この表においては平成28年版によった。
 (出典) 防衛省編『日本の防衛—防衛白書—』日経印刷(平成25年から平成29年までの各年版); 「在日米軍駐留経費」外務省『衆議院予算委員会要求資料(日本共産党—第3回提出分)』2016.3, pp.76-77; 「在日米軍駐留経費」外務省『衆議院予算委員会要求資料(日本共産党—第2回提出分)』2017.2, pp.75-76を基に筆者作成。

位協定⁽⁸⁾を締結した。日米安保条約第6条及び日米地位協定第2条第1項⁽⁹⁾により米国は日本における施設・区域の使用を許され、同協定第24条⁽¹⁰⁾第2項により、日本は米国に負担をかけることなく施設・区域等を提供し、必要な場合には施設・区域等の所有者及び提供者に補償を行う。在日米軍を維持することに伴う全ての経費は、日米地位協定第24条第2項により日本が負担する範囲を除いて米国が負担することとされる（日米地位協定第24条第1項）。

また、日米は、日米地位協定第24条に基づく日米の経費分担において米国が負担することとされている経費の一部について、期間を定めて日本が負担することとする在日米軍駐留経費負担特別協定を締結してきた⁽¹¹⁾。最初の協定は昭和62（1987）年1月30日に署名されて同年6月1日に発効した⁽¹²⁾。現行の協定は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までを対象とする8つ目の協定であり、平成28（2016）年1月22日に署名されて同年4月1日に発効した⁽¹³⁾。本稿においては、特に断らない限り在日米軍駐留経費負担特別協定というときは現行の協定を指すこととする。

2 在日米軍の施設・区域、米軍要員及び駐留軍等労働者

在日米軍に提供される施設・区域は、平成29（2017）年1月1日現在で78あり、その土地の面積は263,586千㎡である⁽¹⁴⁾。米国防省は米軍の要員についてその所在地別の統計を公表しており、その統計によれば平成29（2017）年3月31日現在で日本に所在する米軍の要員は39,718人である⁽¹⁵⁾。また、日米地位協定第12条第4項⁽¹⁶⁾により在日米軍又は日米地位協定第15条

(8) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号）

(9) 日米地位協定第2条第1項「(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。(以下略)」

(10) 日米地位協定第24条「1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。(以下略)」

(11) 例えば、最初の在日米軍駐留経費負担特別協定である「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和62年条約第2号。平成3（1991）年4月17日終了。以下「昭和62年在日米軍駐留経費負担特別協定」という。）については、「経済情勢の変化、労務費の急激な逼迫等」を踏まえての「暫定的」かつ「特例的」であって「五年間に限る」とする「特例的な措置」のための協定であるとの説明が行われた（柳井俊二外務大臣官房審議官（当時）答弁（第108回国会衆議院外務委員会議録第2号 昭和62年5月18日 p.23.））。

(12) 昭和62年在日米軍駐留経費負担特別協定

(13) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（平成28年条約第6号）

(14) 「在日米軍基地（施設・区域）の件数と面積（専用、2-4(b)）について ①1952年（昭和27年）以降の推移」防衛省『衆議院予算委員会要求資料（日本共産党）（第3次）』2017.4, pp.609-610.

(15) Defense Manpower Data Center, “Counts of Active Duty and Reserve Service Members and APF Civilians: By Location Country, Personnel Category, Service and Component,” As of March 31, 2017. <https://www.dmdc.osd.mil/appj/dwp/rest/download?fileName=DMDC_Website_Location_Report_1703.xlsx&groupName=milRegionCountry> また、日本には、駐日米大使館において勤務する海兵隊の要員等の日米地位協定が適用されない米軍の要員がいるが、これらの者も米国防省の統計には含まれると考えられる（大河原良雄外務省アメリカ局長（当時）答弁（第71回国会衆議院外務委員会議録第9号 昭和48年4月4日 p.16.））。

第1項(a)において規定される諸機関⁽¹⁷⁾のために労務に服する労働者（以下「駐留軍等労働者」という。）がいる。駐留軍等労働者は、日米両政府が締結している労務提供契約に基づき日本政府が雇用して米国が使用する。駐留軍等労働者は、平成29（2017）年3月31日現在で25,507人である⁽¹⁸⁾。

II 日本が負担する在日米軍関係経費

1 在日米軍駐留経費負担以外の在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算）

在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算）(B)のうち、在日米軍駐留経費負担 (b) 以外の項目として、周辺対策 (1)、施設の借料 (2)、リロケーション (3) 及びその他（漁業補償等）(4) がある。日本政府の見解によれば、これらの項目に係る経費は、日米地位協定第24条第2項に基づき日本が負担する経費の「範囲内」である⁽¹⁹⁾。

(1) 周辺対策 (1)

周辺対策 (1) は、在日米軍の行動等に起因する障害の防止等のための事業等を指す。障害防止事業⁽²⁰⁾、騒音防止事業⁽²¹⁾、周辺整備調整交付金の交付⁽²²⁾等がある⁽²³⁾。

(2) 施設の借料 (2)

日本が在日米軍に提供している施設・区域のうち民公有分については、日本政府が賃貸借契

(16) 日米地位協定第12条第4項「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」

(17) 「合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関」と規定される。ピー・エックスとは、米軍基地にある陸軍販売所（Post Exchange: PX）である。（David Vine, *Base Nation: How U.S. Military Bases Abroad Harm America and the World*, New York: Metropolitan Books, 2015, p.203.）

(18) 駐留軍等労働者労務管理機構「業務実績等報告書 平成28事業年度」2017.6, p.15. <https://www.lmo.go.jp/disclosure/pdf/gyomujisseki_h28.pdf>

(19) 弘法堂忠防衛施設庁総務部長（当時）答弁（第113回国会参議院内閣委員会会議録第6号 昭和63年10月18日 p.23.）

(20) 在日米軍の機甲車両等の頻繁な使用等による障害を防止し、又は軽減するための地方公共団体等による道路、河川等の工事について費用を補助する事業である（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第1項）。環境整備法は、自衛隊及び在日米軍の行為等により生じる障害の防止等のために防衛施設周辺地域の生活環境等を整備することを規定する法律である。

(21) 在日米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による音響で著しいものを防止し、又は軽減するための地方公共団体等による学校、病院等の工事について費用を補助する事業及び同音響に起因する障害が著しいと認められる区域にある住宅におけるその障害を防止し、又は軽減するための所有者等による工事について助成する事業である（環境整備法第3条第2項及び第4条）。

(22) 周辺整備調整交付金の正式名称は、特定防衛施設周辺整備調整交付金という。環境整備法第9条に基づき、国は、ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場等の防衛施設の設置・運用により、周辺地域を管轄する市町村が行う公共用の施設の整備等について特に配慮する必要があると認める場合に当該防衛施設を特定防衛施設とし、当該整備等の費用に充てさせるために特定防衛施設の周辺地域を管轄する市町村（特定防衛施設関連市町村）に周辺整備調整交付金を交付する。

(23) 『補助金総覧 平成28年度』日本電算企画, 2016, pp.270-275; 防衛省編 前掲注(1), pp.455-457; 大森敬治防衛施設庁長官（当時）答弁（第145回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号 平成11年6月3日 p.10.）; 北原巖男防衛施設庁長官（当時）答弁（第166回国会参議院決算委員会会議録第4号 平成19年4月16日 p.9.）; 中島明彦防衛省地方協力局長（当時）答弁（第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号 平成28年3月31日 p.17.）

約により使用権原を取得する⁽²⁴⁾。施設の借料 (②) は、賃貸借契約に基づき日本政府が負担する経費である。

(3) リロケーション (③)

リロケーションとは、日本政府の要請により施設の返還が行われて日本がその代替施設を提供することをいう⁽²⁵⁾。在日米軍に対して日本が新規又は追加によって施設・区域を提供することがあり、そのうちリロケーションについて日本が負担する経費が、在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算）(B)におけるリロケーション (③) として位置付けられる。

(4) その他（漁業補償等）(④)

その他（漁業補償等）(④) は、在日米軍の行動に起因する損失への補償に要する経費である。例えば、在日米軍が水面を使用する場合に、国は、漁船の操業の制限等ができるが、その場合に漁業を営んでいた者が被った損失について補償を行う⁽²⁶⁾。

2 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担 (B) は、提供施設整備 (⑤)、労務費（福利費等）(⑥)、労務費（基本給等）(⑦)、光熱水料等 (⑧) 及び訓練移転費 (⑨) によって構成される。提供施設整備 (⑤) 及び労務費（福利費等）(⑥) は日米地位協定第 24 条第 2 項に基づき日本が負担する経費の「範囲内」であり、労務費（基本給等）(⑦)、光熱水料等 (⑧) 及び訓練移転費 (⑨) は在日米軍駐留経費負担特別協定に基づき日本が負担するというのが日本政府の見解である⁽²⁷⁾。

(1) 提供施設整備 (⑤)

日本は、在日米軍に対して新規又は追加で施設・区域を提供することがあるが、そのうちリロケーション (1 の (3) 参照。) 以外による提供のために日本が負担する経費が提供施設整備 (⑤) として位置付けられる。提供施設整備 (⑤) は、昭和 54 (1979) 年度に始まった。

日本政府は、施設・区域の提供については、具体的な事情に即して、日米安保条約の目的の達成との関係、日本の財政の状況、社会的経済的影響等を踏まえて決定して予算に計上する、といった見解を示した⁽²⁸⁾。また、平成 12 (2000) 年 10 月 5 日の日米合同委員会⁽²⁹⁾において、日本から、在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設⁽³⁰⁾は着実に整備すべき施設、レクリエーショ

⁽²⁴⁾ 宇都信義防衛施設庁施設部長（当時）答弁（第 103 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 2 号 昭和 60 年 11 月 20 日 pp.18-19.）国は、使用権原の取得のための賃貸借契約の要契約者のうち、賃貸借契約を締結できない未契約者の土地等については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（昭和 27 年法律第 140 号）に基づき使用又は収用することができる。

⁽²⁵⁾ 鶴崎敏防衛庁参事官（当時）答弁（第 68 回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第 5 号 昭和 47 年 3 月 24 日 p.11.）

⁽²⁶⁾ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」（昭和 27 年法律第 243 号）第 1 条及び第 2 条

⁽²⁷⁾ 防衛省編 前掲注(1), pp.503-504.

⁽²⁸⁾ 中島敏次郎外務省アメリカ局長（当時）答弁（第 90 回国会参議院内閣委員会会議録第 1 号 昭和 54 年 12 月 6 日 p.14.）日本政府は、施設の緊急度、財政、周辺住民の施設に対する考え方、基地の安定的使用の見通し、実現性等といった観点から検討して決定する、との見解を示したこともある（玉木清司防衛施設庁長官（当時）答弁（第 91 回国会衆議院内閣委員会議録第 5 号 昭和 55 年 3 月 25 日 p.34.））。

ン、娯楽施設等の福利厚生施設は必要性を特に精査すべき施設とする「案件採択基準」を米国に提示し米国からも協力する旨の表明があった⁽³¹⁾。提供施設整備(⑤)については、日本政府は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの各年度における額が206億円を下回らないとすることに日米両政府が合意したことを、平成27(2015)年12月16日に公表した⁽³²⁾。

(2) 労務費(福利費等)(⑥)

労務費(福利費等)(⑥)は、駐留軍等労働者の(イ)「法定福利費、任意福利費、管理費」及び、駐留軍等労働者に支給される(ロ)「旧格差給特別調整額、旧語学手当特別調整額、退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分」によって構成される。日本は、(イ)「法定福利費、任意福利費、管理費」を昭和53(1978)年度から負担することとした⁽³³⁾。(ロ)「旧格差給特別調整額、旧語学手当特別調整額、退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分」は、日本が昭和54(1979)年度から負担していた駐留軍等労働者への格差給等の支給について制度変更を経て引き継いで負担している経費である⁽³⁴⁾。

日本政府は、駐留軍等労働者の(イ)「法定福利費、任意福利費、管理費」及び格差給等について、日米地位協定第24条により日本又は米国のいずれかに負担義務があると解釈することはできないが雇用の安定という政策上の判断から日本が負担している、との見解を示した⁽³⁵⁾。

(3) 労務費(基本給等)(⑦)

労務費(基本給等)(⑦)は、在日米軍駐留経費負担特別協定第1条に基づき日本が負担する、駐留軍等労働者の基本給、地域手当、扶養手当、退職手当等である⁽³⁶⁾。日本は、昭和62(1987)

⁽²⁹⁾ 日米合同委員会は、日米地位協定第25条に基づき、日米地位協定の実施に関して日米両政府が協議するために設置した機関である。日本の外務省北米局長、防衛省地方協力局長等と米国の在日米軍副司令官、在日米大使館公使等によって構成される。

⁽³⁰⁾ 米軍の活動の基盤となる施設と、環境関連及び安全対策施設等の米軍と地域社会との調和に資する施設が該当する。

⁽³¹⁾ 「提供施設整備の案件採択基準について」『防衛(参考資料)』(財政制度等審議会財政制度分科会(平成27年10月26日開催)参考資料2) p.36. 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia271026/05.pdf>

⁽³²⁾ 防衛省「在日米軍駐留経費負担に係る新たな特別協定等について」2015.12.16. <http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_keihi/pinup_20151216.pdf>

⁽³³⁾ 外務省・防衛施設庁「在日米軍従業員の労務問題について」(1977.12.22)防衛施設庁史編さん委員会編 前掲注(4), p.517.

⁽³⁴⁾ 日本は昭和54(1979)年度から「格差給、語学手当、退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分等」を負担していたが、平成20(2008)年度にこれらを廃止し又は見直し、その激変緩和措置として旧格差給特別調整額等を支給してきた(外務省・防衛施設庁「在日米軍労務費問題について」(1978.12.28)同上; 防衛省地方協力局労務管理課「お知らせ」2008.3.28. 防衛省ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/stuff/200328kakusa.pdf>>; 防衛省地方協力局労務管理課「お知らせ」2016.4. 同 <<http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/stuff/kyuyo.pdf>>).

⁽³⁵⁾ 小池正勝外務大臣政務官(当時)答弁(第169回国会参議院決算委員会会議録第3号 平成20年4月18日 p.6.)

⁽³⁶⁾ 在日米軍駐留経費負担特別協定に規定されている対象は、次のとおりである。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(略)、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給
- (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

年度から負担している⁽³⁷⁾。労務費（基本給等）(⑦)を負担する駐留軍等労働者については、負担する会計年度の前年度に先立つ3会計年度における年平均の数の平均とするが、負担する会計年度ごとに上限が定められている⁽³⁸⁾。平成28（2016）年度は22,735人、平成29（2017）年度は22,845人、平成30（2018）年度は22,956人、平成31（2019）年度は23,067人、平成32（2020）年度は23,178人である。

(4) 光熱水料等 (⑧)

光熱水料等 (⑧) は、在日米軍駐留経費負担特別協定第2条に基づき日本が負担する経費である。日本は、平成3（1991）年度から負担している⁽³⁹⁾。在日米軍又は在日米軍の公認調達機関が適当な証明書を付して日本において公用のため調達する光熱水料等⁽⁴⁰⁾の支払に要する経費であり、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度については、負担する会計年度の前年度に先立つ3会計年度の支払に要した経費の全部の平均に0.61を乗じて算定し、上限を249億190万8千円とする⁽⁴¹⁾。

(5) 訓練移転費 (⑨)

在日米軍駐留経費負担特別協定第3条に基づき、在日米軍基地において実施される在日米軍の訓練について、日本政府の要請により他の在日米軍基地又は米国において実施することとしたときは、その変更に伴い追加的に必要となる経費を日本が負担することとされている⁽⁴²⁾。日本は、平成8（1996）年度から負担している⁽⁴³⁾。この経費のうちSACO関係経費 (⑩) 又は米軍再編関係経費 (⑪) として整理されていない経費が在日米軍駐留経費負担 (⑥) における訓練移転費 (⑨) として位置付けられる⁽⁴⁴⁾。具体的には、在日米軍の厚木基地所属の空母艦載機の着陸訓練を硫黄島で実施させるための経費である⁽⁴⁵⁾。

(37) 日本が負担する駐留軍等労働者に支給される給与の項目等は、負担の開始以降変遷してきた。

(38) 「協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国特命全権大使との間の書簡」(平成28(2016)年1月22日署名) 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000139708.pdf>>

(39) 日本が負担する経費の算出方法等は、負担の開始以降変遷してきた。

(40) 在日米軍駐留経費負担特別協定に規定されている対象は、次のとおりである。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

(41) 「協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国特命全権大使との間の書簡」前掲注(38)

(42) 沖縄に駐留している在日米軍の訓練の移転については、鈴木滋「沖縄米軍の訓練移転をめぐる諸問題」『日米関係をめぐる動向と展望—総合調査報告書—』(調査資料2013-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, pp.95-112. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8278213_po_20130108.pdf?contentNo=1> を参照。

(43) 在日米軍基地において実施される在日米軍の訓練について、米国において実施することに変更したことに伴う経費を日本が負担することになったのは平成23（2011）年度からである。

(44) 小川勝也防衛副大臣（当時）答弁（第177回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号 平成23年3月31日 p.20.）

(45) 萩次郎防衛施設庁長官（当時）答弁（第141回国会衆議院決算委員会議録第5号 平成9年11月19日 p.13.）; 「地位協定24条についての特別協定3条に基づく「訓練移転費の負担」について」防衛省『衆議院予算委員会要求資料（日本共産党）（第2次）』2017.2, p.462. 在日米軍の厚木基地所属の空母艦載機の着陸訓練については、鈴木滋「在日米軍の夜間離着陸訓練（NLP）と基地移設問題—米軍再編の隠れた課題—」『レファレンス』721号, 2011.2, pp.85-108. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050328_po_072104.pdf?contentNo=1> を参照。

3 在日米軍の駐留に関連する経費（防衛省関係予算以外）

(1) 他省庁分（基地交付金等）(⑩)

他省庁分（基地交付金等）(⑩)とは、防衛省以外の省庁の関係予算である「在日米軍の駐留に関連する経費」として位置付けられる経費であり、防衛白書において刊行年度の前年度の予算額が公表されている。平成28（2016）年度については総務省関係予算377億円及び厚生労働省関係予算8億円によって構成される⁽⁴⁶⁾。このうち主な経費として、総務省関係予算の基地交付金⁽⁴⁷⁾及び調整交付金⁽⁴⁸⁾並びに厚生労働省関係予算の職業転換給付金⁽⁴⁹⁾がある。

(2) 提供普通財産借上試算 (⑪)

日本が在日米軍に提供する施設・区域が国有の場合は賃貸借料を要しないが⁽⁵⁰⁾、日本政府は賃貸借契約に基づき借り上げたとして必要となる賃貸借料を試算している⁽⁵¹⁾。防衛省は、これを提供普通財産借上試算⁽⁵²⁾と呼称して防衛白書において刊行年度の前年度分について公表している。

4 SACO 関係経費

SACO 関係経費 (⑫) は、日米両政府が設置した「沖縄に関する特別行動委員会 (Special Action Committee on Okinawa: SACO)」の平成8（1996）年12月2日の最終報告⁽⁵³⁾にある、「沖縄県民の負担を軽減するため」の措置を実施するための経費であると日本政府は説明している⁽⁵⁴⁾。SACO

(46) 「在日米軍駐留経費」外務省『衆議院予算委員会要求資料（日本共産党—第2回提出分）』2017.2, pp.75-76.

(47) 正式名称は国有提供施設等所在市町村助成交付金といい、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」（昭和32年法律第104号）第1条により、国が、在日米軍の施設・区域及び自衛隊の施設である国有財産が所在する市町村（東京都の特別区の存する区域に所在するものについては東京都となる。以下同じ。）に交付する。国有財産には固定資産税が課されないこと等を踏まえて交付される、固定資産税の代替的性格を有する財政補給金である。（逸見崇史「平成28年度における基地交付金及び調整交付金の交付額の決定等について」『地方税』68巻2号, 2017.2, pp.96-97.）

(48) 正式名称は施設等所在市町村調整交付金といい、「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」（昭和45年自治省告示第224号）により、国が、在日米軍が建設・設置した建物・工作物（米軍資産）が所在する市町村に交付する。米軍資産には固定資産税が課されないこと等を踏まえて交付される、固定資産税の代替的性格を有する財政補給金である。（同上）

(49) 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」（昭和33年法律第158号）第10条の3により、駐留軍等労働者等であって在日米軍の撤退等に伴い離職を余儀なくされた者の再就職を促進するために、国は該当する者に就職促進手当等、事業主に職場適応訓練費等を支給するが、これらの給付金を職業転換給付金という（「駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について」（第52回労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会（平成24年11月29日開催）資料1）pp.2, 13. 厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002r4nb-att/2r9852000002r4os.pdf>>; 福好昌治「検証：在日米軍駐留費の内訳」『軍事研究』45巻7号, 2010.7, p.103.）。

(50) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」（昭和27年法律第110号）第2条「国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。」

(51) 松本宗和防衛施設庁長官（当時）答弁（第118回国会衆議院決算委員会議録第4号 平成2年6月13日 p.18.）

(52) 普通財産とは、「行政財産以外の一切の国有財産」（国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第3項）と規定されており、「アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等」が含まれる。平成28（2016）年3月31日現在で、在日米軍に提供される施設・区域のうち土地の面積は303,690千㎡であり、そのうち普通財産は68,720千㎡である。（「国有財産の概要」『財政金融統計月報』777号, 2017.1, pp.1, 4; 防衛省前掲注(14)）

(53) 「SACO 最終報告（仮訳）」防衛省編 前掲注(1), pp.505-507.

(54) 中谷元防衛大臣（当時）答弁（第190回国会衆議院会議録第15号 平成28年3月10日 p.4.）

関係経費(①)は、平成28(2016)年度については、土地返還のための事業(⑫)、訓練改善のための事業(⑬)、騒音軽減のための事業(⑭)及び訓練移転費(SACO関係経費分)(⑮)によって構成される。

5 米軍再編関係経費

米軍再編関係経費(⑤)は、在日米軍の再編に関連する「抑止力を維持しつつ地元の負担軽減などに資する」措置を実施するための経費であると日本政府は説明している⁽⁵⁵⁾。在日米軍の再編とは、日米両国が実施する、沖縄県に駐留している第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族のグアムへの移転、普天間飛行場の移設、在日米陸軍司令部の改編、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等であり、平成18(2006)年5月1日の日米安全保障協議委員会⁽⁵⁶⁾において公表され、平成24(2012)年4月27日の日米安全保障協議委員会における調整等を経た「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づき実施されている⁽⁵⁷⁾。

米軍再編関係経費(⑤)は、平成28(2016)年度については、在沖米海兵隊のグアムへの移転(⑯)、沖縄における再編のための事業(⑰)、米陸軍司令部の改編に関連した事業(⑱)、空母艦載機の移駐等のための事業(⑲)、訓練移転のための事業(現地対策本部経費)(⑳)、再編関連措置の円滑化を図るための事業(㉑)及び訓練移転のための事業(米軍再編関係経費分)(㉒)によって構成される。

上記のうち、在沖米海兵隊のグアムへの移転(⑯)はグアム移転協定⁽⁵⁸⁾に基づく第3海兵機動展開部隊の要員等の移転に要する費用の一部としての日本の米国に対する資金の提供、再編関連措置の円滑化を図るための事業(㉑)は市町村への再編交付金⁽⁵⁹⁾の交付等のための経費である⁽⁶⁰⁾。

⁽⁵⁵⁾ 中谷防衛大臣(当時)答弁(同上)

⁽⁵⁶⁾ 日米安全保障協議委員会とは、昭和35(1960)年1月19日に日米安保条約が署名された際の手紙の往復(昭和35年外務省告示第51号)及び安全保障協議委員会の構成の変更に関する手紙の交換(平成3年外務省告示第54号)に基づく日米両政府の協議の場であり、日本の外務大臣及び防衛大臣、米国の國務長官及び国防長官によって構成される。「2+2」会合と通称される。

⁽⁵⁷⁾ 「再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)」防衛省編 前掲注(1), pp.496-498; 「日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(仮訳)」防衛省編『日本の防衛—防衛白書—平成24年版』佐伯印刷, 2012, pp.422-424. 「再編の実施のための日米ロードマップ」については、福田毅「在日米軍と自衛隊の再編計画—「再編実施のための日米のロードマップ」の概要と論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』541号, 2006.5.29. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000647_po_0541.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽⁵⁸⁾ 「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(平成21年条約第3号)及び「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書」(平成26年条約第6号)。

⁽⁵⁹⁾ 国は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第6条に基づき、在日米軍等の再編によって周辺地域への影響に配慮することが必要となる防衛施設の周辺地域を区域とする市町村に対して、再編の実施に向けた措置の進捗状況等に応じて再編交付金を交付する。駐留軍再編特別措置法は、「再編の実施のための日米ロードマップ」に掲げられた関連する自衛隊の再編も対象とする。

⁽⁶⁰⁾ 「米軍再編関係経費の総額及び事業毎の内訳と内容(2005年度以降)」防衛省 前掲注(45), pp.464-466.

Ⅲ 米国が負担する在日米軍の駐留に関する経費

米国防省は、政府として連邦議会に予算を要求する際に一連の関連する資料を公表しており、それらの資料の1つである「運用・維持概観 (Operation and Maintenance Overview)」において国防省予算額における「海外経費 (overseas cost)」を明らかにしている。「海外経費」は、海外にある全軍事部隊の全要員、作戦、メンテナンス、施設及び支援費用に必要な経費と、海外にいる国防省要員に随伴する全ての家族に対する支援のための経費である⁽⁶¹⁾。「海外経費」は、軍人件費、運用・維持費、軍事建設費、家族用住宅運用費及び家族用住宅建設費の5項目に分けて示される。国防省予算額における「海外経費」のうち日本における駐留に関する経費について表2にまとめた。

なお、米国防省は、同盟国の共同防衛における責任の分担について報告書を公表していたことがあり、同報告書においては米国と各同盟国の二国間における経費の負担率が示されていたが、平成16(2004)年に公表された「共同防衛に対する同盟国の貢献に関する統計概要」を最後としてそれから後は公表されていない⁽⁶²⁾。

(61) U.S. Department of Defense, Office of the Under Secretary of Defense (Comptroller) and Chief Financial Officer, *Operation and Maintenance Overview Fiscal Year 2018 Budget Estimates*, June 2017, p.203. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/fy2018/fy2018_OM_Overview.pdf> 海外における米軍の活動に必要な経費について、国防省が公表する「海外経費」に計上されていない費目を調査した文献として次のものがある。Vine, *op.cit.* (17), pp.195-213.

(62) U.S. Department of Defense, *2004 Statistical Compendium on Allied Contributions to the Common Defense*, 2004. <http://archive.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf> 「共同防衛に対する同盟国の貢献に関する統計概要」については、鈴木滋「米軍海外基地・施設の整備と費用負担—米国及び同盟国・受入国による負担分担の枠組みと実態—」『レファレンス』672号, 2007.1, pp.99-122. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999781_po_067206.pdf?contentNo=1> を参照。報道等において日米の経費の負担率を算出して示すことがある。例えば、平成29(2017)年2月1日付けの読売新聞記事「米軍駐留経費 負担額 同盟国でトップ」においては、米国防省資料「運用維持概観」に基づき行ったと推定される試算を掲載している(「米軍駐留経費 負担額 同盟国でトップ」『読売新聞』2017.2.1.)。当該記事においては、平成28(2016)年度の日本の負担を約7612億円、平成28(2016)会計年度の米国の負担を54.7億ドル(約6564億円)とし、日本の負担率を53.7%とした。(日本の負担とされた約7612億円は、米軍再編関係経費(⑥)について在日米軍の駐留に関連する経費(防衛省関係予算以外)(⑦)分に平成27(2015)年度の額を用いて算出したと推定される。)なお、平成28(2016)会計年度の米国の負担とされる額について、当該記事で記載されている額は平成28(2016)年2月に米国防省が公表した「運用維持概観」にある額と一致するが、本稿の表2においては、平成29(2017)年6月に米国防省が公表した「運用維持概観」に基づき記載した(U.S. Department of Defense, Office of the Under Secretary of Defense (Comptroller) and Chief Financial Officer, *Operation and Maintenance Overview Fiscal Year 2017 Budget Estimates*, February 2016, p.227. <http://comptroller.defense.gov/Portals/45/Documents/defbudget/fy2017/fy2017_OM_Overview.pdf>)。また、平成27(2015)年度の在日米軍駐留経費について、総額は約2210億円であり、そのうち日本の負担は約1910億円でその負担率は86.4%であるとする防衛省の試算が示されたことがあるが、これは、在日米軍駐留経費負担(⑥)について日本が負担している項目のみの負担率の試算である(稲田朋美防衛大臣(当時)答弁(第193回国会衆議院予算委員会議録第2号 平成29年1月26日 p.44.);「在日米軍駐留経費 日本側負担86.4% 防衛省が試算」『日本経済新聞』2017.1.27.)。なお、上記の防衛省の試算において、平成27(2015)年度の在日米軍駐留経費負担(⑥)が予算額である1899億円(表1参照)より11億円多いのは、労務費(基本給等)(⑦)が補正予算と流用によって約11億円増額されているからであると推定される(「平成27年度防衛省所管一般会計歳出予算補正(第1号)各目明細書 第190回国会(常会)提出」p.10;「平成27年度決算参照 平成27年度各省各庁歳出決算報告書(第192回国会提出)」p.732.)。

表2 米国が負担する在日米軍の駐留に関する経費（平成 25～28 会計年度）

（単位：百万米ドル）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
軍人人件費	2,987.6	1,673.0	3,020.6	2,712.2
運用維持費	1,762.7	1,500.9	1,949.7	1,891.2
軍事建設費	366.3	212.5	323.1	112.7
家族用住宅運用費	264.5	219.4	249.2	155.5
家族用住宅建設費	118.8	117.9	15.9	161.9
合計	5,499.9	3,723.8	5,558.6	5,033.5
（参考）				
合計を日本円に換算した額（単位：億円）	4,510	3,612	6,114	6,040
支出官レート（1ドル、単位：円）	82	97	110	120

（注1）全て予算額である。

（注2）各々の数値の計と計の欄にある数値が合致しないことがあるが、出典資料の表記のまま記載した。

（出典）Department of Defense, Office of the Under Secretary of Defense (Comptroller) and Chief Financial Officer, *Operation and Maintenance Overview*, March 2014, p.193; *idem*, *Operation and Maintenance Overview*, February 2015, p.209; *idem*, *Operation and Maintenance Overview*, February 2016, p.226; *idem*, *Operation and Maintenance Overview*, June 2017, p.204. <<http://comptroller.defense.gov/Budget-Materials/>> を基に筆者作成。

おわりに

日本が負担する在日米軍に関係する経費は、日米地位協定に基づき負担する経費、日米地位協定において米国が負担することとされている経費の一部について期間を定めて負担する経費、在日米軍の再編に関連する措置の実施に必要な経費など様々である。在日米軍駐留経費について議論するときは、対象となる経費の負担の根拠や負担するに至った経緯等を踏まえて行う必要がある。

（まつやま けんじ）

（あさい かずお・総務部人事課）

（本稿は、筆者が外交防衛課在職中に執筆したものである。）